



県 章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
3月18日
号外(4)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目 次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 公安委員会規則

※滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課) 1

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

滋賀県公安委員会規則第5号

滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県警察の組織に関する規則(昭和35年滋賀県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第8号および第14条第7号中「銃砲刀剣類」を「銃砲等または刀剣類」に改める。

第28条第3号中「初心運転者講習」を「運転免許に係る講習」に改め、同条第4号および第5号を削り、同条中第6号を第4号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げる。

第32条第3号中「捜査」の右に「その他警備犯罪の捜査」を加え、同号に次のように加える。

カ 警備実施(地域課の所掌に属するものを除く。)に関連する犯罪

第32条第8号を削り、同条中第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第33条第2号中「地域課」の右に「および警備第一課」を加える。

第34条の4を次のように改める。

(捜査支援分析室の分掌事務)

第34条の4 刑事企画課に、捜査支援分析室を附置する。

2 捜査支援分析室においては、第17条の2第4号から第6号までに掲げる事務をつかさどる。

第34条の5を削る。

第38条の2第1項および第5項中「国際犯罪対策室」を「捜査支援分析室」に、「国際犯罪対策室長」を「捜査支援分析室長」に改める。

第44条の見出しを「(犯罪抑止対策官)」に改め、同条第1項および第2項中「および生活安全事件捜査指導官」を削り、同条第4項を削る。

第47条の見出しを「(環境指導官および生活安全事件捜査指導官)」に改め、同条第1項および第2項中「環境指導官」の右に「および生活安全事件捜査指導官」を加え、同条に次の1項を加える。

4 生活安全事件捜査指導官は、命を受けて生活安全警察部門における捜査または公判対応の指導に関する事務をつかさどる。

別表の1警部交番の表滋賀県長浜警察署虎姫警部交番の項を削る。

別表の2交番の表滋賀県甲賀警察署の部下田交番の項中「日枝山手台一丁目」の右に「から同三丁目まで、日枝あおい」を加え、同表滋賀県長浜警察署の部中

八幡東交番	長浜市八幡東町67番地	長浜市のうち 八幡中山町、中山町、一の宮町、神前町、八幡東町、宮前町、南高田町、平方町、地福寺町、三和町、弥高町、平方南町、小堀町、宮司町
-------	-------------	--

を

八幡東交番	長浜市八幡東町67番地	長浜市のうち 八幡中山町、中山町、一の宮町、神前町、八幡東町、宮前町、南高田町、平方町、地福寺町、三和町、弥高町、平方南町、小堀町、宮司町
神照交番	長浜市新庄中町482番地	長浜市のうち 下之郷町、小沢町、新庄馬場町、新庄寺町、新庄中町、神照町、十里町、森町、相撲町、川崎町、山階町、口分田町、泉町、今町、保田町、国友町、榎木町、加納町
虎姫交番	長浜市五村102番地24	長浜市のうち 新旭町、大井町、柿ノ木、唐国町、桜町、五村、酢、田町、大寺町、月ヶ瀬町、中野町、長田町、西大井町、三川町、宮部町

に改め、同表

滋賀県高島警察署の部中

弘川交番	高島市今津町弘川615番地1	高島市のうち 今津町今津、今津町南新保、今津町大供、今津町弘川、今津町下弘部、今津町岸脇、今津町住吉一丁目、同二丁目、今津町中沼一丁目、同二丁目、今津町名小路一丁目、同二丁目、今津町松陽台一丁目、同二丁目、今津町舟橋一丁目、同二丁目、今津町桜町一丁目、同二丁目、今津町大供大門一丁目、同二丁目、今津町深清水、今津町桂、今津町酒波、今津町日置前、今津町福岡、今津町北仰、今津町浜分、今津町狭山、今津町天増川、今津町杉山、今津町椋川、今津町途中谷、今津町保坂、今津町角川、今津町追分、今津町北生見、今津町南生見、今津町梅原、今津町藺生、今津町上弘部
------	----------------	---

を

弘川交番	高島市今津町弘川615番地1	高島市のうち 今津町今津、今津町南新保、今津町大供、今津町弘川、今津町下弘部、今津町岸脇、今津町住吉一丁目、同二丁目、今津町中沼一丁目、同二丁目、今津町名小路一丁目、同二丁目、今津町松陽台一丁目、同二丁目、今津町舟橋一丁目、同二丁目、今津町桜町一丁目、同二丁目、今津町大供大門一丁目、同二丁目、今津町深清水、今津町桂、今津町酒波、今津町日置前、今津町福岡、今津町北仰、今津町浜分、今津町狭山、今津町天増川、今津町杉山、今津町椋川、今津町途中谷、今津町保坂、今津町角川、今津町追分、今津町北生見、今津町南生見、今津町梅原、今津町藺生、今津町上弘部
新旭交番	高島市新旭町北畑一丁目16番地5	高島市のうち 新旭町饗庭、新旭町熊野本、新旭町旭、新旭町針江、新旭町深溝、新旭町熊野本一丁目、

に改める。

		同二丁目、新旭町旭一丁目、同二丁目、新旭町新庄、新旭町新庄一丁目、同二丁目、新旭町安井川、新旭町安井川一丁目、同二丁目、新旭町北畑、新旭町北畑一丁目から同三丁目まで、新旭町藁園、新旭町太田
--	--	--

別表の4 警察官駐在所の表滋賀県長浜警察署の部中泉警察官駐在所および神照警察官駐在所の項を削り、同表滋賀県高島警察署の部中新旭警察官駐在所の項を削る。

付 則

この規則は、令和4年3月22日から施行する。ただし、別表の2 滋賀県甲賀警察署の部下田交番の項の改正規定は公布の日から、同表長浜警察署の部神照交番の項および高島警察署の部新旭交番の項の改正規定ならびに別表の4 滋賀県長浜警察署の部泉警察官駐在所の項および神照警察官駐在所の項ならびに高島警察署の部新旭警察官駐在所の項を削る規定は、同年3月24日から施行する。

